

○朝日大学 I R 推進本部規程（2015年 8 月 31日 制定）

朝日大学 I R 推進本部規程

2015年 8 月 31日
制定

(設置)

第 1 条 この規程は、学校法人朝日大学管理運営基本規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、朝日大学（以下「本大学」という。）におけるインスティテューショナル・リサーチ（institutional research、以下「I R」という。）について、特に学生、教学に関する情報を収集及び分析し、学内外に対して必要な情報を提供する活動を行うことにより、本大学の教育研究活動を十分に機能させ、教育の質保証を推進するため、本大学に朝日大学 I R 推進本部（以下「I R 推進本部」という。）を設置する。

(業務等)

第 2 条 I R 推進本部は、前条の目的を達成するため、自己点検・評価の根拠となる教育研究活動等の情報並びに学部等及び事務局が保有する学生、教学に関する情報を収集するとともに、学長の命を受けて、内部質保証推進委員会と連携して調査・分析等を行う。

2 各学部等及び事務局の所属長は、前項の業務に必要な情報の提供に協力する。

(情報の活用)

第 3 条 学長は、I R 推進本部から情報の提供を受け、意思決定や改善方策の立案に活用する。

(組織)

第 4 条 I R 推進本部は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 本部員
- (3) 本部スタッフ

(本部長)

第 5 条 本部長は、本大学の専任教員の中から学長の推薦に基づき、理事長が任命する。

- 2 本部長の任期は、2 年とし、再任されることができる。
- 3 本部長は、学長の命を受けて I R 推進本部の業務を掌理する。

(本部員)

第 6 条 I R 推進本部に、次の各号に掲げる本部員を置く。

- (1) 各学部及び教職課程センターから推薦された自己点検・評価実施委員各 1 名
 - (2) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第 2 号の本部員の任期は、2 年とし、再任されることができる。
- 3 本部員は、本部長の命を受けて I R 推進担当者として、第 2 条の業務を行う。

(本部スタッフ)

第 7 条 本部スタッフは、本部長の命を受けて第 2 条の業務を円滑に進めるために必要な事務処理を行う。

2 本部スタッフは、学長が事務職員の中から指名する。

(会議)

第 8 条 I R 推進本部に 第 2 条に規定する業務等の遂行に関し協議するため、I R 推進本部会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、本部長、本部員及び本部スタッフで構成し、本部長が招集する。

(改正)

第 9 条 この規程の改正は、理事長が学長の意見を聴いて理事会において行う。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、I R 推進活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則（2015年 8 月 31日）

この規程は、2015年 8 月 31日から施行する。

附 則（2020年 3 月 19日）

- 1 この改正は、2020年 4 月 1日から施行する。
- 2 この規程の改正により任命される本部長及び第 6 条第 1 項第 2 号に規定する本部員の任期は、第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定に関わらず、2021年 3 月 31日までとする。

附 則（2021年 3 月 18日）

この改正は、2021年 4 月 1日から施行する。